

岐阜県公報

第千九百六十七号
平成二十年七月二十五日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 五三三

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 五二四

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 五二六

道路の供用開始

(道路維持課) 五二七

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 五二八

建築基準法に規定する数値等の変更

(同) 五二九

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五二九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 五三〇

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五三〇

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表第一十の項中「汚泥活用地盤安定剤」を「汚泥活用地盤改良材」に改める。

別表第二九の項中、「陶磁器くず又は廃瓦」を「又は陶磁器くず」に改め、同表十の項中「汚泥活用地盤安定材」を「汚泥活用地盤改良材」に改め、「下水道汚泥」の下に「又は上水道汚泥」を、「こと」の下に「(上水道汚泥を使用したもの)であつては、上水道汚泥を四〇パーセント以上使用していること。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字石谷字山下四七〇、四七一、四八〇、四八一、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四八四、四八五、四九七の一、四九七の三、字北山六〇一、六〇二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四、六〇五の一、六〇五の二、六〇六の一、六〇六の二、六〇七の一、六〇七の二、六〇八の一、六〇八の四、六一一から六一三まで、六二六の一、六二七から六三五まで、六三六の一、六三六の二、六三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾黒津字宮平七四五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬惣馬字くすば畑一八二六の一から一八二六の四まで、一八一七の一から一八一七の三まで、一八一七の五、一八二二、字葛谷一八二三から一八二六まで、一八二八、一八三二、一八三四から一八四六まで、一八四七の二から一八四七の四まで、一八四七の六から一八四七の二二まで、一八四七の二三から一八四七の三三まで、一八四七の三五、一八四七の三七、一八四九

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町金山字下樋口三二八二の一、三二八三、三二八四の一、字坂本三一九

三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町中切字山犬洞一九四の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋字口無洞八二六、八三〇の一、八三〇の二、字尾畑八七二から八七四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市根尾奥谷字宮井谷三三〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巣市根尾松田字恵田谷八〇四の一、八〇四の四、八〇四の六から八〇四の八まで、八〇四の一九、八〇六から八〇八まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字倉之谷西平四六二七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
一般国道	二百四十八号	可児市今渡字町一四六六番八地先から美濃加茂市御門町二丁目字村上二六番九地先まで	二五〇・二	平成二〇・八・二	平成二五・二・二六

岐阜県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
-------	-----	---	----------	---------	---------------------------

一般国道	三百六十号	飛騨市河合町保木林字下巾三〇番一地从先から 同市同町羽根字林溝一七〇番地先まで	124.0	平成20.7.25	平成21.3.31
------	-------	--	-------	-----------	-----------

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	久平湯手線	高山市奥飛騨温泉郷平湯字峠平八六三番一地从先地内	13.0	平成20.7.25	平成21.3.26

岐阜県告示第四百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 月 日 定
羽島郡岐南町徳田三丁目一〇六番四	4.3	3.27	岐建築第一二号	平成20.4.26
羽島郡岐南町徳田五丁目三七番四	4.65	3.06	岐建築第一二号の二	同 6.23
瑞穂市本田字向島三〇二番四	4.2	3.3	岐建築第一二号の三	同 6.26

西濃建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 月 日 定
揖斐郡揖斐川町脛永字中村三〇九七番四	5.0	8.9	西建築第八五号	平成20.4.8
揖斐郡揖斐川町脛永字中村三〇九七番四	5.0	2.06	西建築第八五号	同 4.8
揖斐郡揖斐川町脛永字中村三〇九七番四	5.0	2.79	西建築第八五号	同 4.8
揖斐郡大野町大字上秋字今宮前二四七番一	6.15	7.8	西建築第八五号の二	同 4.26
不破郡垂井町宮代字中瀬二七四一番七、二七四一番八、二七四二番四及び二七四二番八	6.0	5.6	西建築第八五号の三	同 5.3
揖斐郡池田町片山字六畑二七五〇番四	6.0	5.6	西建築第八五号の四	同 6.10
揖斐郡池田町八幡字七反田三五一番四	6.0	4.6	西建築第八五号の五	同 6.26

中濃建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 月 日 定
美濃加茂市本郷町四丁目字正理一六九三番四及び一六九六番三	6.0	3.4	中建築第二九号	平成20.4.23
関市稲口字中野四〇一番一四	6.0	7.6	中建築第二九号の二	同 4.23

東濃建築事務所

関市小瀬字小坂南九九七番四	五〇〇	九・六・七	中建築第二九号の三	同	四・二四
美濃加茂市加茂野町鷹之巣字一四二反田一四八三番一から一四八三番三及び一四八一番一	六〇〇	七・三〇	中建築第二九号の四	同	五・九
関市小瀬字小坂南九八八番九	六〇〇	五・四・六	中建築第二九号の五	同	五・三
美濃加茂市前平二丁目九四番一	六〇〇	五・一〇	中建築第二九号の六	同	六・四
関市倉知字堤内二六三番四	六〇〇	三・三・四	中建築第二九号の七	同	五・二九
関市上白金字車戸前一三三番六、一一三三番八、一一三三番九、一一五六番七、一一四六番九、一一五六一番一及び一一三三番八地先法定外公共物(道路)	六〇〇	八・二・四	中建築第二九号の八	同	六・二四
関市市平賀字上流三七五番四	六〇〇	二・五・七	中建築第二九号の九	同	六・二七

位 置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指 定 番 号	指 月 日 定
中津川市手賀野字斧戸七二六番一〇九及び七二六番一二五	六・五	六・二	東建築第三八号	平成二〇・四・〇
中津川市中津川字野畔二〇三番四から二二二番八	六・〇	一七・三	東建築第三八号の二	同 五・三
中津川市駒場字大平一六一番四一及び一六一番四四	六・〇	五・三	東建築第三八号の三	同 五・三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

- 一 変更する区域
- 美濃加茂市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 二 区域の区分及び制限の数値
- 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課及び中濃建築事務所並びに美濃加茂市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。
- 三 適用年月日
- 平成二十年七月二十九日

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月二十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
- 平成二十年七月十五日
- 二 届出者の氏名又は名称
- 株式会社バロ
- 三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー本巢文殊店（Bゾーン）
 本巢市文殊字天辺一〇二〇番 外
 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分～午後十時三〇分

（変更後）午前六時三〇分～午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年七月二十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年七月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロー池田ショッピングセンター（Aゾーン）

揖斐郡池田町大字本郷字番城八八三 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分～午後十時三〇分

（変更後）午前六時三〇分～午後十時三〇分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年七月二十五日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ベルプラザ大垣

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

二 意見の概要

大垣市長の意見

・新設の出口には交通整理員の配置を徹底し、歩行者等に特段の配慮をいただきました。

（届出事項 変更）

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年七月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第三四号の一九二〇〇八 平成一九・一〇・三〇 〔同岐建築第三六号の 一九二〇〇一 同二〇・三・二二〕</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>瑞穂市横屋字中吹三五六番三、三五七番一、三五九番一及び三五九番一</p>	<p>公共施設の 種類</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿 による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦</p>
<p>同岐建築第三四号の一九 五〇一八 同二〇・四・一</p>	<p>羽島郡笠松町田代字社古地一〇三七番一、一〇三八番一、一〇三九番一、一〇三九番一、一〇四〇番一及び一〇四〇番一</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏</p>
<p>同西建築第五四号の一三 同一九・一二・三 〔同西建築第五四号の 六 同二〇・六・二三〕</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸字大円坊一一五六番三</p>	<p>道路、 緑地</p>	<p>同</p>	<p>多治見市高根町四丁目二九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山 口 眞 里</p>
<p>同東建築第六一号の四 同一九・二・三〇</p>	<p>瑞浪市北小田町三丁目三五番から三八番まで、四五番から四八番まで、五〇番、五一番及び五三番の一部</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p>

平成二十年七月二十五日印刷
平成二十年七月二十五日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))